

富士市緑化基準

～みどりはみんなのパートナー～



富士市都市整備部みどりの課

富士市緑化基準とは（緑化基準 第1条）

この基準は、「富士山に似合う 緑あふれるまち」を都市像とする「緑の基本計画」をふまえ、開発行為又は土地利用事業に係る諸制度、また、市のその他の計画における緑化や緑地に関する事項と密接に連携し、緑化の促進と緑地の設置についての規範を定め、「緑の基本計画」の具現を図るものです。

1．適用範囲について（緑化基準 第2条）

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(平成4年富士市告示第101号)第3条に規定する適用範囲と同一とします。

前記の許可又は承認等を申請する者及び開発行為等の許可又は承認等を受けた者から当該施設等を承継した者を本基準の対象とします。

2．緑地の設定について（緑化基準 第3条）

緑地の設定については、できる限り樹木にとって好条件（日照・通風）のところに設置してください。

周囲住民への緑化をアピールするべく主要な出入り口周辺、道路に接する敷地境界に設置してください。

樹木の育成管理を見据えて、申請者の考えを充分汲み入れ、個性ある緑地を創出してください。

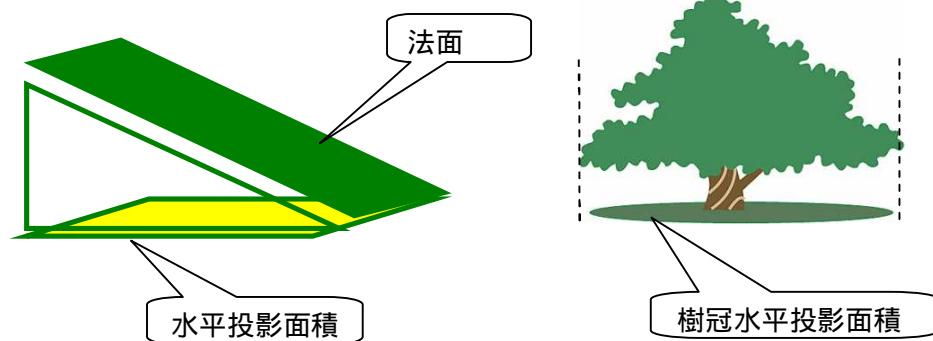
地上部での緑地確保が難しい場合、屋上緑化又は壁面緑化をご検討ください。

3．緑地面積の算定方法について（緑化基準 第4条）

緑地面積の算出については、緑地面積に算入することができるものと、できないものを明確にしてあります。

例) * 樹冠の水平投影面積とは？

* 法面に緑地を設置する場合の水平投影面積とは？



4. 植栽密度について（緑化基準 第5条）

植栽密度については、最低限度の植栽密度を表示してあります。

植栽する樹木の植栽密度は、低木に換算して1平方メートルあたり2本以上としてください。

密度は、最低限度を表示してありますが、より高密度をめざし、質の良い緑地となるよう計画を立ててください。

例) 開発面積が5,000 m²の民間施設の土地利用事業である場合

今回、550 m²（緑化率11%）の緑地を計画、うち地被植物植栽を20 m²計画する。

高木(T)を32本・中木(T)を30本・低木(T)を630本の植栽を計画。

計算式 $2A = 20T + 5T + T$ に代入し、計算すると

$$2 \times \left(\frac{550 - 20 \text{ m}^2}{2 \times 530} \right) = 20 \times \frac{32 \text{ 本}}{1,420} + 5 \times \frac{30 \text{ 本}}{1,420} + \frac{630 \text{ 本}}{1,420}$$

* 密度：1 m²あたり2.67本・・・成立

5. 緑化率について（緑化基準 第6条及び第11条）

原則として、開発面積の規模に関わらず、

民間施設については10パーセント以上

公共施設については15パーセント以上

の緑化率を適用します。ただし、開発行為等の完了後及び開発行為等の許可又は承認等の申請における施設設置計画の段階において、「特別の理由」が存する場合には、別表の定めによる緑化率を適用できるものとします。

6. 緑化計画書等の保管管理について（緑化基準 第2条及び第10条）

許可又は承認等を申請する者及び開発行為等の許可又は承認等を受けた者から当該施設等を承継した者は、緑化計画書等を適正に保存管理してください。

7. 確認調査等について（緑化基準 第13条）

市長は、緑地及び植栽物についての育成管理状況を調査できるものとします。

このため、緑地等の所有者又は管理者は、この調査にご協力をお願いします。